

日本一女性が働きやすいまち宣言に賛同する リーダーの会 会員募集！



日本一女性が働きやすいまち
宣言に賛同するリーダーの会

リーダーの会とは？

人口減少、少子高齢化、人材不足など様々な課題に直面している酒田市。それらを打開すべく、平成29年10月「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言をしました。※1
女性が働きやすいまちを作ることは、誰もが生き生きと暮らしやすい社会に繋がります。

会員の皆様は、女性活躍推進法の一般事業主行動計画の策定、「くるみん」「えるぼし」「ユースエール」等の認定に向けて積極的に取り組み、女性活躍推進について発信していきましょう。

※1「日本一女性が働きやすいまち」を目指す宣言文

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中、誰もが生き生きと働き続けることのできる環境を整えることが、地方創生の根幹となります。酒田市は、自らの意思によって働くまたは働こうとする女性が、その個性と能力を十分に発揮し、その思いを叶えられるまちを目指し、「日本一女性が働きやすいまち」となるよう、行政、経済団体、経営者、働く人が連携して取り組みを進めていくことをここに宣言します。

発起人 酒田市長、酒田商工会議所会頭、酒田ふれあい商工会会長

会員のメリット

- オリジナルロゴマークの使用OK ➔ 自社PRのチャンス！
- 就活イベント等で高校生・大学生に周知 ➔ 人材確保に繋がる！
- 「自分らしくを応援するポータルサイト」に会員一覧と企業メッセージを掲載
- メールマガジンの配信 ➔ 女性活躍推進に関する内容や支援金等の情報をお知らせ
- 会員優先セミナーの開催
- 酒田市の公共工事で加点制度アリ！
- 奨励金交付制度アリ！ ※交付条件あり

お申込はこちら



酒田市 自分らしく

お申し込み方法

左の二次元コードから、または裏面「日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書」を郵送もしくはFAX等でご提出ください。（賛同書は市HPからもダウンロード可能です）

賛同書受付後

- ・自分らしくを応援するポータルサイト、市HPに掲載
- ・オリジナルステッカーを郵送
- ・メールマガジンの配信（配信日は随時お知らせ）

女性活躍推進に関するご不明点や、くるみん、えるぼし、ユースエール等認定についてのご相談も受け付けております。
お気軽に下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ】 酒田市地域創生部商工港湾課（人材活躍推進担当）

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号

☎ 0234-26-5757 ☎ 0234-22-3910 ✉ koyou@city.sakata.lg.jp

日本一女性が働きやすいまち宣言賛同書

令和 年 月 日

会社又は団体名

代表者職・氏名

私は「日本一女性が働きやすいまち宣言」の趣旨を踏まえ、女性が働きやすい環境づくりに取り組んでいきます。
女性が働きやすい環境づくりに向けた組織トップからのメッセージや今後の取り組み内容など、企業・団体の実情に応じて記載してください。

★上記の記載内容は、web ページなどで公表します。

企業・団体の概要	所在地	〒 ー		
	ホームページ	有・無（どちらかに○） アドレス：		
	業種 ※主たる業種に1つだけ○をつけてください。	1. 農業、林業 2. 漁業 3. 鉱業、採石業、砂利採取業 4. 建設業 5. 製造業 6. 電気・ガス・熱供給・水道業 7. 情報通信業 8. 運輸業、郵便業 9. 卸売業、小売業 10. 金融業、保険業	11. 不動産業、物品賃貸業 12. 学術研究、専門・技術サービス業 13. 宿泊業、飲食サービス業 14. 生活関連サービス業、娯楽業 15. 教育、学習支援業 16. 医療、福祉 17. 複合サービス業 18. サービス事業（他に分類されないもの） 19. 公務（他に分類されるものを除く） 20. 分類不能の産業	
従業員数	計	人（うち女性 人）		
御担当者	部署		電話	
	職・氏名		FAX	
			E-mail	

注）企業・団体名及び代表者名は、市のホームページや各種広報に掲載し、広く公表させていただきます。

（以下の誓約内容を確認の上、□にレ点を記入してください。）
この度の申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

☐ 役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に関する下記の各号のいずれにも該当する者ではありません。また、その経営に実質的に関与している企業、事業所、法人、団体等ではありません。

☐ 酒田市内に事務所を有しています。または、酒田商工会議所・酒田ふれあい商工会の会員事業です。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者